

4. 商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について（振込の場合）

- ① **10万円を超える換金については振込のみ**となります。振込手数料は当方で負担します。
- ② **換金額が多い場合は、事前に守山商工会議所までご連絡をお願いします。**
- ③ 換金申請に関する業務は、守山商工会議所のみで取り扱います。
- ④ **使用済み商品券の郵送は基本的には受け付けておりません。直接、守山商工会議所まで商品券をお持ちください。その場で枚数の確認をさせていただきます。**
- ⑤ 換金は1事業所1ヵ月あたり2回までとさせていただきます。（不都合がある場合はご相談ください。）
- ⑥ 換金の際には次のものを守山商工会議所へお持ちください。

- 使用済み商品券
- 換金依頼書（必要事項をご記入ください）

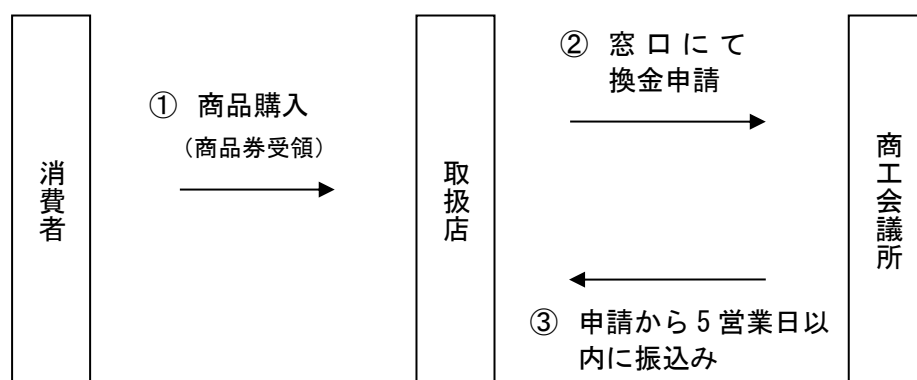
（注1）使用済み商品券は、事務処理の都合上、接着剤やホッチキス等で綴じず、1枚ずつ分けられた状態でお持ちください。なお、印鑑および預金通帳の持参は不要です。

（注2）換金依頼書がなくなった場合コピーをしていただくか、守山商工会議所ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

（注3）換金受付時間は、平日午前9時から午後4時30分までです。

- ⑦ 使用済み商品券・換金依頼書を確認し、換金依頼書のコピーに受付印を押印してお渡しします。入金があるまで保管してください。
- ⑧ 換金の手続きにお越しいただいた日より5営業日以内に指定の口座へ入金します。

(換金申請書)



5. 商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金について（現金の場合）

- ①換金額が10万円以下の場合、振込または現金での換金が可能です。（振込の場合は4.参照）
- ②換金申請に関する業務は、守山商工会議所のみで取り扱います。
- ③使用済み商品券の郵送は受け付けておりません。事前に換金申請を行った後、直接、商工会議所まで商品券をお持ちください。
- ④右記フォームより換金申請いただくか、換金依頼書に必要事項を記入し、事前にFAX（当所：077-582-1551）にて申請を行ってください。

換金申請フォーム



- ⑤当所にフォームまたはFAXが届き、換金準備ができ次第（目安：5営業日以内）記載の電話番号へ連絡します。

(換金申請書)



- ⑥連絡があったら5営業日以内に窓口までお越しください。
- ⑦換金の際には次のものを守山商工会議所までお持ちください。

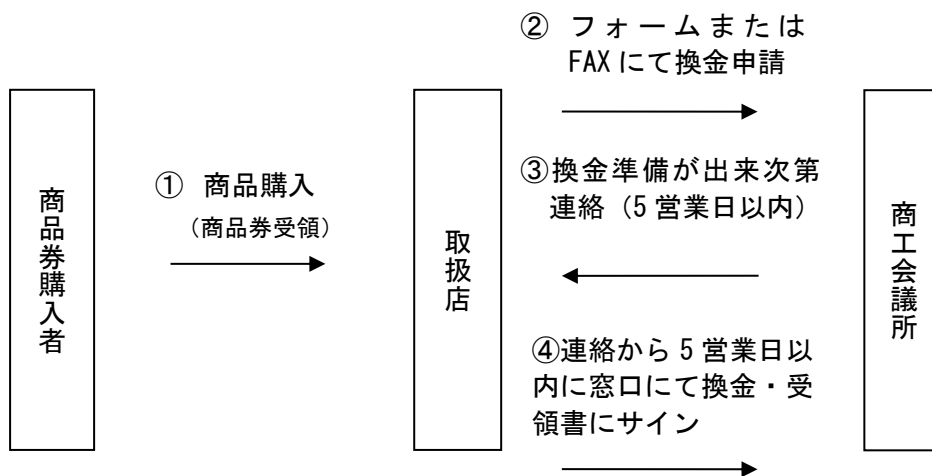
- ・使用済み商品券
- ・換金依頼書（FAXの場合）
- ・印鑑

（注1）使用済み商品券は、事務処理の都合上、接着剤やホッチキス等で綴じず、1枚ずつ分けた状態でお持ちください。

（注2）換金依頼書がなくなった場合コピーをしていただくか、守山商工会議所ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

（注3）換金受付時間は、平日午前9時から午後4時30分までです。

- ⑧事前申請なしで当日窓口での換金はいえませんがご注意ください。
- ⑨現金による換金の際には、指定の受領書にサインと押印をお願いします。



6. 商品券取扱にあたっての注意事項

①商品券は取扱店における物品の販売またはサービス提供などに利用可能です。

②商品券の利用対象とならないもの

- ・換金性の高い商品（商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、収入印紙、プリペイドカード等）
- ・土地購入、家屋購入、家賃、地代、駐車場等の不動産にかかる支払
- ・国・地方公共団体等への公共料金の支払い（税金・電気・ガス・水道料金等）
- ・保険診療や保険調剤
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項3号に規定する製造たばこ
- ・事業活動にともない使用する原材料、機器類及び仕入品等への支払い
- ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

③商品券取扱い禁止事項および注意事項

- ・現金との交換は禁止しています
- ・お釣りは出さないでください（不足分は現金等で受け取ってください）
- ・利用期間を過ぎた商品券は受取らないでください
- ・商品券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造に対して、発行者は責任を負いません
- ・商品券取扱店以外では使用できません
- ・商品券に番号がないものは使用できません

④お客様が「もりやまプレミアム付商品券」と判別できないほど汚損した商品券をお持ちになったときには、商品券の通し番号が確認でき、未使用であることが判別できる状態ならば、商品との引き換えを行ってください。

⑤裏面の取扱店店名欄については、複数店舗をまとめて換金申請を行う場合のみ必ず店名を記載してください。

⑥取扱店が不正な行為を行い、本事業の信用を失墜した場合、取扱店の資格を取り消すことがあります。

⑦事業所の所在地や指定金融機関の変更などが生じた場合、速やかに守山商工会議所までご連絡をお願いします。

⑧その他、運営上判断しかねる場合、守山商工会議所までご連絡ください。

本事業の円滑な運営のため、取扱店の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。